

第四十八回国 参議院 法務委員会 會議録 第十一号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)

午前十一時四分開会

委員の異動

三月二十二日

辭任 久保 等君

補欠選任 柳岡 秋夫君

三月二十三日

辭任 鈴木 一司君

補欠選任 塩見 俊二君

出席者は左のとおり。

委員長 石井 桂君
理事 後藤 義隆君
委員 稲葉 誠一君
植木 光教君
大谷 響雄君
源出 実君
迫水 久常君
塩見 俊二君
鈴木 万平君
中山 福藏君
宮澤 喜一君
柳岡 秋夫君
岩間 正男君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

寺田 治郎君

総局総務局長

長井 澄君

最高裁判所事務

宮崎 啓一君

総局人事局給与

課長

最高裁判所事務

岩野 徹君

総局総務局長

増本 甲吉君

事務局側

常任委員会専門

員

本日の會議に付した案件

○会社更生法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石井桂君) これより法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、予備審査のため去る十五日当委員会に付託されました会社更生法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員竹本孫一君。

○衆議院議員(竹本孫一君) 会社更生法の一部を改正する法律案を提案するにつきて、その理由を簡単に御説明申し上げます。

最近、証券取引の第一部上場の銘柄である有名会社であつて、会社更生法の適用を受けるものが続出し、これが経済上はもとより、広く社会の問題として大きな波紋を投げかけております。

その理由は、申すまでもなく、その会社が多数の下請中小企業に発注契約等をつ結んでおり、その会社の倒産によって、多数の下請企業の連鎖倒産、

もしくは大きな損害をもたらしているからであります。

すでに政府も、本国会における答弁におきまして、また閣議の審議において、現行の会社更生法に不備な点があるから、これをすみやかに改正すべきであるとの正式な見解を表明されております。したがって、近い将来に、政府提出の現行法改正案が国会に出されるものと期待しております。三月六日に同法の適用を申請いたしました某大特殊製鋼の例のごとく、下請関係や納入品関係の中小企業の連鎖倒産はすでに発生しておりますし、今後続出のおそれもあります。これらの被害に對して融資上の救済措置はもちろん必要であります。したがって、会社更生法の運用上の問題として、これらの下請関係の債権について適正なる保護の措置をすみやかにとる必要があります。この点こそ現行法の最大の欠陥なのであります。

改正の要旨を簡単に申し上げますと、現行法の第二百二条は、会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権を更生債権と規定しておりますが、そのうちには、更生手続開始前六カ月間の会社の使用人の給料並びに更生手続の原因に基づいて生じた会社の使用人の預かり金及び身元保証金の返済請求権も含むことが同法第百九十九条に規定されております。

今回、私どもが改正を提案するポイントは、第一に、この公益債権の中に、下請事業者の従業員的生活擁護に資するため、一定範囲の下請代金を含めること、第二に、会社の使用人の退職手当として、従来から公益債権に入るものと認められていた範囲を、生活擁護の見地に立つて拡大することの二点であります。

第一の改正点は、下請代金支払遅延等防止法に規定する下請事業者が親事業者から支払いを受ける

べき同法の規定の下請代金であつて、その支払い時期が更生手続開始前三カ月以内であるものを公益債権として認める点であります。現在、下請代金支払遅延等防止法によりまして親事業者の下請事業者に対する取引の公正化と下請事業者の保護がはかられているのでありますけれども、国の法律として、会社更生法におきまして、下請代金の保護に当たるのはきわめて当然なことであり、この改正によりまして、下請事業者である中小企業者並びにそこで働いている従業員の賃金が正當に保護されるのであります。この改正はぜひとも必要なものと信じます。

第二の改正点は、更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当について、その一部を公益債権として請求することができるようになつたこととあります。すなわち、会社の使用人が更生手続開始前に退職したときは、その退職手当の額を公益債権として請求することは、その退職手当の額を公益債権として請求することができるようになつたのであります。ただこの場合におきまして、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除くことになつたのであります。会社の使用人が更生手続開始後引き続き会社の使用人であつた者が退職した場合において、その者の受ける更生手続開始後の会社における在職期間にかかる退職手当の額が、退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その不足額に相当する額を、更生手続開始前の会社における在職期間にかかる退職手当の額のうちから公益債権として請求することができるようになつたのであります。

右の改正のいずれも退職当時より六カ月の生活を保障するに足る退職手当を公益債権として確保せんとするものであります。これも本法第百九十九条後段に規定されており、これも本法第百九十九条の精神と一貫する当然の措置だと考えるので

あります。

なお、この二つの改正案は、いずれも公布の日より周知期間として一カ月間を置いて施行するものとして、また、経過規定といたしまして、この改正案の施行前にすでに更生手続を開始している会社にはこれを適用しないことになしたいと思ひます。

このように現行法改正の提案をいたします点は、いずれも現下の中小企業対策、並びに労働者の生活擁護対策としてきわめて緊急必要なる措置でございますので、何とぞ本案を慎重御審議の上、御賛成をいただくことを希望いたしますして、私の提案理由の説明といたしたいと存じます。

○委員長（石井桂君）以上をもちまして本案の提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長（石井桂君） 次に、裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて本案の質疑を行います。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 裁判所法の第六十条の二、この「法律案を参考資料」とのところで「各裁判所に裁判所書記官補を置く。裁判所書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。」と、こうあるのですが、ここにいう「上司」というのは何を意味しているわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは結局職務上の上司ということになるかと存するわけでございますが、裁判所書記官もその上司に当たると思いますが、さらにその上には裁判官もその上司に当たると、かように考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 裁判所書記官の上に判事が上司と
しているというふうに見えているわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはもとより事柄によることでございますから、先般も稲葉委員の御質問がございました裁判所書記官が

完全に独立の権限を持って行ないます場合、たとえば執行文の付与というようになりすすれば、これは裁判官といえども上司ということにはならないと考えます。ただ、裁判所法の六十条の第四項の「裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。」という規定がございますので、したがって、一般的には裁判

所書記官は、その職務上の上司として裁判官を上に持つておる、こういうことにならうと思うわけでございます。すべての事項について裁判官が常に上司になる、こういう趣旨ではございません。

○稲葉誠一君　「裁判所書記官の職務権限」という一覽表をもらったのですが、この中で、裁判所書記官

記官が独立した権限を持っている、裁判官が上司として該当しないというふうなものは、どれとどれでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) この「裁判所書記官の職務権限」という私どものほうからお配りいたしました資料は、一応法律にあらわれました書記官の職務権限を大体系網的に記述した

わけでございますが、この中で、いずれが書記官が独立であり、いずれが命に従うかということも、

なかなかデリケートなむずかしい問題であろうと
考えております。一般的には、裁判所法の六十条の
四項、先ほど申し上げました「書記官は、その職
務を行うについては、裁判官の命令に従う。」とい
う規定がかぶつてまいると考えておるわけでござ
います。しかしながら、事柄の性質上、あるいは

は規定の上から申しまして、当然これは書記官の独立の権限であるというふうに見えるものがあるように思うわけでございます。

この中のいずれかということでございますが、これはまた一つには独立ということをどの程度に考えるかということにもなるかと思えます。そ

の典型的な例が、一番初めにございます「事件に関する記録その他の書類の作成」という関係でござ

ありますが、これに關しましてもある程度は独立であらうと考えますが、ただ、しかしながら、変更の命令があつた場合には、一応その変更の命令に

従つてさらに自己の意見を書き加える。これがもし一〇〇%独立でないということになれば、自己の意見を書き加えるというようなことは認められないわけだと考えられますが、自己の意見をそこで書き添えることができるということは、やはりその限度において独立ということになろうかと思ひます。

その次にあります2と3、「調査の補助」等は、これは補助でございまして、まあいけば完全に命令によってやる仕事であろうと思います。

それから4の「訴訟費用の計算」でございます。これも裁判官が書記官をして費用を計算させるということでありますから、やはり裁判官の範

5の「口頭による申述の受理」でござりますが、これは一応申述の受理の限度においては独立であることによってやることであろうと思います。

ろうと思いますが、申述した調書の作成という関係になりますと、その限度ではやはり先ほどの裁判所法の規定をかぶる面があらうと考えるわけでございます。

その次の「閲覧・謄写の許可」あるいは「正・謄・抄本の交付」あるいは「証明書の交付」、こ

これはむしろ独立性の強いものであろうと考えております。ただ、これに對しまして異議の申し立てということが訴訟法上許されておりますので、その異議を申し立てて異議の裁判によって裁判官の指示に従うが、しかしながら、異議の申し立てがあつてその裁判がありますまではこれは独立であ

その次の「送達」でございしますが、これは訴訟法の規定が送達の事務を取り扱うということで、いわば事務の取り扱いでございしますので、独立かどうかということの議論の面は比較的少ないかと存じますが、特に休日・夜間送達とかあるいは外国

の送達については裁判長の許可を要するとなっており、それ以外のものは自己の判断で行

10の「執行文の付与」は、前々から典型的な例として申し上げておりますとおり、承継執行文のなうというところであろうかと思えます。

關係あるいは教通付与の關係の場合には裁判長の命令が必要でございますが、それ以外はいわば最も独立性の強いものでございまして、それでございますので、やはりその処分に対しては異議の申し立てというものが認められており、異議の裁判によって裁判所の命令に従う、こういうような關係になるように考えております。

11、12等は、大体これは民訴のほうと同様のことでございます。

そのあとにほうに大体同様のことが多いわけですが、執行の関係が若干ございますが、執行の関係は、これは独立して行動する限りにおいては自己の独立の判断で行動するということに

それ以後いろいろございますが、大部分は民訴で例示的に申し上げましたものの趣旨によって御なろうと思います。

理解いただけるような大体同趣旨のものが多く、うに考えるわけでございます。

○稲葉誠一君 特に詳細に職務権限と根拠法条を示して資料をいただいたので、よく研究したいと、

こう思うのですが、家事審判規則なり少年法、この場合でもこれはやはり裁判所書記官の仕事にな

るわけなんですか。家庭裁判所の場合はどういうふうになっているのですか、調査官とそれから書記官とはっきり分かれているのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、御承知のとおり、家庭裁判所調査官と裁判所書記官と両方を配置いたしております、それぞれはつ

きり職務権限が区別されておるわけでございます。
○稲葉誠一君 問題は別のところにいくわけですが、昭和三十九年度の予算で、書記官補から書記官への組みかえが六百九十四名、この補充計画があつたわけですが、この六百九十四名というのはどこから出てきたんですか。

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君）　これは書記官補の中で代行の職務を現にとつております

者が大体その程度ということで、つまり、法務省から出していただいております「裁判所法の一部を改正する法律案参考資料」の六番のところ、九

ページでございますが、この表で六百九十四と出ております。大体この数を目標にして組みかえしていただいた、こういうことになるわけでございます。

○稲葉誠一君 ちよつとはつきりしなかったのですか……

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま申し上げました表の裁判所書記官補という欄にカッコがございます。このカッコの数字が注の1にございまして、いわゆる代行書記官補の数字であつて、内数であるというところでございまして、大体その数字が目途にされたわけでございまして、

○稲葉誠一君 そうすると九百三十三というのは何ですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 九百三十三と申しますのは、その当時における書記官補全員の定員数でございます。そのうち六百九十四が一応代行書記官補という数字でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、六百九十四名という数字が出てきた根拠はどこにあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはまあずつとさかのぼることでございまして、先般も御説明申し上げました、当初に裁判所書記官という制度から書記官という制度にかわります際に、いろいろ関係で十分な資格者もなかったというところから、書記官と書記官補に数を振り分けたわけでございまして、振り分けまして、しかし、そのままだでは裁判所の仕事が行なわれないということで、一応その中から裁判所の事務に支障を生じない数を代行書記官補として働いていただくように、大体八割あるいは九割の数を代行ということにしていただいたわけでございまして、そういう数字が逐次変遷してまいりましたが、大体八割ないし九割の数字は代行を認めていただく、こういうことでございまして、

○稲葉誠一君 代行を認めるというのは、具体的にこれはどこがどういうふうにしてきめたわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、

法律的には、先般御説明申し上げました裁判所法の附則が根本でございますが、それに伴ひまして最高裁判所の規則でもってその要件その他を具体的に規定いたしておりますことも先般御説明申し上げたとおりでございます。すなわち、裁判所書記官補の職権の特例に関する規則というものがあつてございまして、これに基づきまして最高裁判所所定でこれを定めるわけでございまして、

○稲葉誠一君 昭和三十九年四月十五日付の裁判所時報号外があるわけですが、これによると、「特別研修は書記官の定員が大幅に増員されたため、応急補充の方法として行なわれてきたものであつて」と、こうあるのですが、この点はどうなんですか、よくわからないのですが。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) お答えいたします。

ただいま御質問の大幅に増員になったという数字が、いま総務局長から申し上げました六百九十四名の書記官補から書記官に移りかわつたということによりまして組みかえによって書記官の絶対数がふえたというのを増員ということで表現したわけでございまして、

○稲葉誠一君 「この種の大増員に伴う特別補充の実施は、これが最後のものとなる見通しが強い」というのは、これはどういふわけですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 先般の当委員会でも御説明申し上げたわけでございまして、昭和二十三年でございまして、新しい裁判所書記官制度が発足いたしました、それから毎年増員あるいは組みかえという形で書記官の増員を行なつてきたわけでございまして、ところが、昭和三十七年度の予算要求に際しまして、当時における裁判所の書記官の仕事とそれから定員との関係を見ますと、書記官の制度的な、いってみれば定員的な数が実際の必要数をかなり下回つておつた。合計しますと二千六百九十四名という書記官が必要数である。ところが、その二千六百九十四名分が書記官の定員として計上されていなかった。そういう関係から、先ほど総務局長からも御説明申し

上げましたように、その不足を代行書記官という形で補つておつたわけでございまして、そうしますと、そういうふうな代行書記官というふうな形で処理するのは、せんじ詰めて申し上げますと、書記官の絶対数が足りないというところに帰するわけでございまして、その二千六百九十四名という人員を書記官のほうに振りかえていけばそれで充足できるというふうな結論に達しまして、昭和三十一年の予算から三十二年にわたつて二千六百九十四名を三年計画で予算で組みかえの要求をやり、それを認められてきたわけでございまして、したがって、三十九年度の予算で認められた六百九十四名と申しますのは、その三年計画の最後の残りの数字でございます。それから、この六百九十四名の数字が計上されまして、先ほど申し上げました三年計画はそれで完了する。そうしますと、一応そういうふうな大幅な組みかえによる増員という問題はここで一区切りがつきますから、そういう意味で最終の特別研修になるという趣旨をはっきり打ち出したわけでございまして、

○稲葉誠一君 「書記官補、代行書記官の制度は、十月一日以降は事実上廃止される見込みであります」と、こう言つておられますね、最後のところでございまして、

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) さようでございまして、

○稲葉誠一君 そうすると、その十月一日の前の九月三十日現在で、書記官補の本官であつた者、それから書記官補の資格を持つ事務官であつた者、書記官の資格を持つ事務官、いろいろ種類があると思いますが、この三つはそれぞれ何名ぐらいいたつてゐるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 大体のことで申し上げますと、代行書記官として約七百名という数字がございまして、それ以外に、過去に代行の経験を持つておられる方が大体五百八十名ぐらいおつたわけであります。それから書記官補の資格はあるけれどもまだ代行の資格を持たない方が約七百名ぐらい、総計にしますと大体二千

○稲葉誠一君 代行の人をやめて書記官にするのに、事務官とか書記官補の区別がなく、すべての資格者に試験をやつたわけですね。これはどういうところからきてゐるわけですか。書記官補の中から選ぶという形をとれなかったのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 書記官を補充する場合に、それを特別研修という形でやる場合に、特別研修と申しましても、その参加する人に試験を課して、なおかつその上に研修を施すというふうな過程を経まして書記官に昇任させるといふ方法をとつた場合に、それじゃその特別研修に参加させる人を選ぶ場合に、書記官補でなければいけない、あるいは事務官では困るというふうな区別はする必要はないのじゃなからうかというふうなことを考えたわけでありまして、同じようなことが、たとえて申しますと、書記官の研修所、養成部、ここに入所する場合、あるいは書記官昇任試験を受けさせるという場合の受験資格を、書記官補であらうと、事務官であらうと、それは平等に与えておるわけでございまして、したがって、それとの関連におきまして、特別研修の場合にもその両者につきまして特に区別する理由がないという点が一点ございまして、

それから次の理由といたしまして、いま私が申し上げましたように、当時におきまして、大体過去に代行の経験を持つてゐる方が五百八十名くらいあるというふうな申しましたのは、その一事からまあおわかり願ふかと思ひますが、従来裁判所の場合にその職員を代行書記官として裁判所の仕事をしてもらうか、あるいは裁判所事務官として仕事をしてもらうか、そのらのことにつきましては、その庁々のそのときどきの必要によつて職員の人事交流が絶えず行なわれておるわけでございまして、したがって、一例を申し上げますと、書記官補として採用になった方が途中で事務官のほうの仕事をする、あるいは事務官として採用した方が途中で書記官補のほうの仕事をするというふうな関係の人事交流が絶えず行なわれておりますから、たまたま特別研修の参加者を決定する段

階におきまして、その時点において書記官補本官であつた方を優先させるというのは、従来の人事交流をやつてきた実績から見てもやはり問題があるのじゃないかという点があるわけでございます。さらに、先ほど申し上げました三カ年計画によりまして二千七百名くらいの組みかえをやつたわけでございますが、この組みかえは、書記官補のほうから全員書記官のほうへ組みかえたというのではなくて、そのうちの約千名くらいは事務官から書記官のほうに組みかえたわけでございます。そうしますと、そういう組みかえのどこから組みかわつたかというふうな点から見ても、事務官からやはり研修には平等の資格で参加させなければ片手落ちじゃないかというふうな点があるわけでございます。

以上申し上げましたような点を勘案いたしましたので、書記官補本官であろうと事務官本官であろうと、そこは区別しなくて平等に資格を与えるということが人事管理上も適当であるという判断で行なつたわけでございます。

○稲葉誠一君 事務官と書記官というのは二本立てになつてゐるわけですが、それは俸給の上で具体的に違ふのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) まあ等級別定数の関係がどうなつてゐるかはしばらくおきまして、一番典型的にあらわれてゐるのはいわゆる俸給調整でございます。俸給調整で申し上げますと、書記官の場合は本俸の一六〇の俸給調整がつくわけでございます。それに対して代行書記官でございますと四〇の俸給調整、そこが一番はつきりあらわれてくる差でございます。

○稲葉誠一君 書記官だけにどうして俸給調整がついて、事務官にはつかないのか、どうもそこら辺のところがはつきりしないのですがね。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 御質問の点に關しましては、法律的に申しますと、一般職給与法の説明から入るわけでございますけれども、一般職給与法の第十條という規定がございます。これは、一俸給月額が、職務の複雑、困難若し

くは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でないことを認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。これが法律の根拠規定でございます。これでわかつてまいりますが、結局、現在の一般公務員の給与体系を非常に大まかに考えますと、行政一表と行政二表、あるいは公安職あるいは教育職というふうな、いろいろそれぞれの職種にふさわしいような俸給表ができておるわけでございます。しかしながら、その俸給表でかぶせる職種というのは、ある程度のグループをかゝりの集団をなしてゐないければそういう適用はできないというふうな関係になつておるわけでございます。そうしますと、裁判所の場合、行政一表が書記官に準用されておるわけでございますが、いつてみれば行政一表と申しますのは、ほかの俸給表の適用がない公務員が全部行政一表であるという形で、かなり対象範囲が広い職種を予想して行政一表ができておるわけでございます。そうしますと、そういう行政一表の範疇には属しますが、先ほど私が十條の規定を読みましたような「勤務の強度」とか「職務の複雑、困難」とか、そういうふうな点からしまして、行政一表そのものを使いまして、やはり一般の行政一表の方とはバランスを失ふというふうな特定職種がございます。そういう職種について別個の俸給表をつくるまでの必要がないという場合に、いわゆる俸給の調整額という制度を利用して俸給上の修正を施しておるわけでございます。

そうしますと、裁判所書記官の場合、まさに裁判所書記官の広い意味での勤務条件というのが行政一表そのものを準用してはいろいろ差しさわりのあるという点から、一六〇の調整を実施しておるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 事務官だと裁判所だとかどこまで行けるんですか。どこまで行けるのかというのは変な質問だけれども。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) まあ事務

局長クラスまで行けるということでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、各地裁の事務局長は、書記官の資格を持つてゐる人が多いんですか、事務官の資格を持つてゐる人が多いんですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 現時点で申しますと、ほとんど全部と言つてよろしゅうございまして、書記官の資格を持つた裁判所事務官ということになっております。

○稲葉誠一君 それはいまの俸給調整の関係から言つてゐるんだと、こう思ふんですが、そうすると、事務官から書記官に変わるときは定数にもちろん関係はあるんでしょうが、内部で特別な試験をするんですか。何かよくわからないのは、事務官のほうから下で書記官のほうに上のようにもなるんですがね。まあ給料からいくとそういうことになるかもしれない、調整額からいうと。そういう関係になつておるということなんです。全然別個のものなんですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 官職でどちらが上、下という問題は、職務の等級が何等級に置かれておるかということでもむしろ判断すべきものでございまして、俸給調整が多いから官職が高いという筋合いのものではないわけでございます。と申しますのは、事務局長の場合でございますと、八〇の調整になつておるわけでございます。そうしますと、二等級になるわけでございます。ところが、裁判所書記官でスタートでございますと、六等級でございます。片や二等級で片や六等級とところが、調整で申し上げますと、六等級の書記官が一六〇、しかるに二等級の事務局長は八〇の調整額というふうな形で、官職の上下の関係で申しますと、調整額でとらえるよりも、やはり職務の等級が何等級という点で判断せざるを得ないと思ひます。

○稲葉誠一君 よく私のみ込んでないかも知れませんが、書記官の人で事務局長をやつてゐる場合には、一六〇の調整プラス八〇ですか六〇ですか、ぐらいつくんですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 給料と申しますのは、ここで申し上げるのはあれでござい

ますけれども、公務員法のたしか百一條にございまして、給与は本官本務に基づいて支給され、併任の官職には給与を支給しないというたてまえになつておるわけでございます。したがひまして、給与の決定は本官本務の形でやるわけでございますが、事務局長の場合でございますと、裁判所事務官一本でございます。ただ、本人が書記官の資格を持つてゐるという点に着目して八〇の調整をしてゐるということになつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そういう場合には、裁判所書記官の資格は持つてゐるけれども、裁判所事務官というところで待遇はきまる、給料はきまる、こういう形になるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) さようでござい

ます。

○稲葉誠一君 事務官から書記官になるといふのは、これは内部で何か試験でもやつてきめるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 結局、書記官にする場合は、書記官の資格を持たなければ書記官に任用できない。それじゃ書記官の資格はどういう形で付与するかと申しますと、一番オーソドックスな行き方は、書記官研修所の一部あるいは二部を卒業するというのが一番原則的な形でござい

ます。それから、それから書記官昇任試験に合格して書記官の資格を取得する、それがあるわけでございます。それで、例外的に、ここ三年、先ほどから御説明ありますように、約三千名近い数が書記官としてふえたという場合には、そういういわば原則的な形じゃとてい補充ができないために、特別研修というふうな関係の研修を施しまして、その研修を終了して合格した者に対して書記官資格を付与する、そういう形で書記官の資格を付与しまして、そういう資格を持つておる事務官を書記官のほうに任命する、そういう段取りになるわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 給料と申

しますのは、ここで申し上げるのはあれでござい

ますけれども、公務員法のたしか百一條にござい

まして、給与は本官本務に基づいて支給され、併

任の官職には給与を支給しないというたてまえに

なつておるわけでございます。したがひまして、

給与の決定は本官本務の形でやるわけございま

すが、事務局長の場合でございますと、裁判所事

務官一本でございます。ただ、本人が書記官の資

格を持つてゐるという点に着目して八〇の調整を

してゐるということになつておるわけございま

す。

○稲葉誠一君 そういう場合には、裁判所書記官

の資格は持つてゐるけれども、裁判所事務官とい

ふところで待遇はきまる、給料はきまる、こうい

う形になるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) さようで

ござい

ます。

○稲葉誠一君 事務官から書記官になるといふの

査官だけで十分に現在の事件を処理する程度に調査官の定員その他を確保してまいらなければならぬ、また、それを充員するところの人材の養成をしていかなければならぬ問題があるわけですが、さきにもう少しいわば根本的な制度論と申しますか、理論的な問題として、書記官の場合、これは確かにどうも書記官補という制度は必要はないのではないか、事務官で補助していただければ十分ではないかと考えたわけですが、それが、それに対比いたしますと、家裁調査官の職務内容というものは、これはかなり特殊なものを持っていて、これは、書記官のほうは、どちらかというと、法律的な教養というものが中心でございまして、むろん先ほど来官崎給与課長から御説明申し上げましたように、書記官というものは相当職務困難であり、教養の高いものではございますが、しかし、要するに法律的な教養というものが中心でございまして、それに対して、家裁調査官というものは、これは心理学とか社会学とか、そういういわば裁判所といたしましては、かなり一般職員とは異なる内容を持った教養を前提とするのでございまして、そういうことです、自然にその給源というものが一般職員と申しますよりは、そのためにいわば入ってまいり、また、そのために養成しております職員というものが育つていく、そういう関係で、どうしても調査官補というものを確保して、その中から調査官に昇進させていくというルートがどうもいまの段階では必要なのではないかというのが現在のところの結論であるわけでございます。

なお、それに伴いまして、代行制と申しますのは、現在の時点では、調査官の職務内容の中で、比較的簡単な事件を独立してやっても、むしろ特定の事件と申しますよりは、調査官がある特定の事項を調査させる、こういういわば具体的な指示に基づく調査になります、代行になりました場合には、これは一応独立して、そして、しかし比較的簡単な事件——規則の上でもその点について差を

設けておるわけですが、比較的小さい事件について独立してやっても、そういうことによって、やいよいよ見習的な養成をしていく、そして、いよいよ研修所を出てまいりますれば、本立ちの調査官にするという、こういう経路が現在の時点ではどうも必要なんではないかというものがまだ廃止に踏み切れない理由でございまして、しかしながら、稲葉先生の御話にございましたように、将来はこの点は十分検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

○委員長(石井桂君) ちよつと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(石井桂君) それでは速記つけて。

○稲葉誠一君 そうすると、現在の調査官補ですね、これは年齢とか経験年数はどうなんですか。相当年の人がいるのではないですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 大体、調査官補と申しますのは、ただいま総務局長から申し上げましたように、大学で心理、社会、あるいは教育学の専攻科目を履修した方が新しく卒業される、その卒業する前年に、いわゆる各官庁で採用すると同じような形で新卒の人を採用するわけでございます。したがって、二十二歳から二十五、六歳という若い方が採用されるのでござい

ます。

○稲葉誠一君 調査官と調査官補とは、家裁の場合には仕事の上でもいまいち違ふような話がありましたけれども、はつきりそういうふうに分けていますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは最高裁判所規則に家庭裁判所調査官補の職務の特例に関する規則というものがございまして、その第一項に「各家庭裁判所は、当分の間、事務上特に必要があるときは、所属の家庭裁判所調査官補のうち、家庭裁判所調査官の職務(家事審判法第二十三條に掲げる家庭に関する事件の審判に必要な調査及び死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る少年の保護事件の審判に必要な調査を除く)を行なわせる者を指名する」と、こうなっ

ておるわけでございます。要するに、この規則のカッコの中で除かれておりますものが法制上調査官の職務の中から調査官補が除かれておるといふものでございまして、これは結局、家事審判のほうでは合意にかわる審判でございまして、少年関係では非常に重い罪に当たる事件ということになるわけでございます。しかし、これはいわば法制上のものでございまして、そういう前提に立ちまして、実際の各裁判所の運用では、比較的複雑困難な事件を調査官がやる、そうでないものを代行がやるというのが基本のたまえになっておるわけでございます。

○稲葉誠一君 調査官補というのは、普通何年ぐらいやることに大体きまっていますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは規定にございまして、必要によってやるわけでございますから、はつきり何年と定まっておるわけではございませんが、実際上は大体一年半程度やった人の中から代行を命じておるといふ実情でござい

ます。

○稲葉誠一君 これは、例として、同じ学校を出て、そして家裁の調査官補になった場合と、それから裁判所書記官補になった場合と、こういうふうと比較すると、待遇は違ふのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 原則として、これは、大体同じ、少し調査官のほうがよいという関係になっております。

○稲葉誠一君 家裁の調査官がよいというのは、全然試験のあれが違ふんですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) やはり、ずっと昇進してきまして上のほうになりますと、等級別定数の設定あたりが高いランクに設定されているという関係になっております。

○稲葉誠一君 実際、私はかつて家裁にタッチしてありますという、家裁の調査官が事実上裁判をやっているようなものですね。こういうことを言ううと語弊があるけれども、家裁調査官が相当いわゆる主任調査官ですか、こういうふうな上のはうになってきた場合は、簡裁の判事クラスの給与

のところまで行くのですか。ちよつとよくわからな

ないのですけれども……

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 家庭裁判所調査官で一番上のポストと申しますと、首席家庭裁判所調査官というのがあるわけでございます。

そこにはまいりますと、現在行政職(表)の一等級が若干ありまして、それ以外にみな二等級、それに対して、書記官のほうの一番上のポストの首席書記官で申し上げますと、二等級と三等級という関係になっております。そういう意味で家庭裁判所調査官のほうが大だという関係になっております。そして、いま申し上げました家裁の調査官は、一体給料的に見ればどういふふうになっていくかといひますと、主任調査官クラスという限定で調べれば、現在手元にございませませんが、現在、家裁調査官一般の給与ベースはどのくらいかと申しますと、平均的には四万六千円ぐらいという形になっております。

○稲葉誠一君 私の申し上げるのは、ちよつとこれは比喩が本来おかしいと思うのですけれども、率直に言いますと、家裁のいま言う首席調査官ですか、そのクラスの人と簡裁の判事と比べてみると、こんなことを言うのはおかしいけれども、家裁の首席調査官のほうがなかなか実質的には上のほうにランクされる人もあると思うんです。そういう簡裁の判事の給与と比べてどうなっているんですか。これは、比べるほうがおかしい、比較するほうがおかしいといえれば理論的にはおかしいというところはわかつてはいるけれども、一応の例として聞いていますか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 簡裁の判事と申しましてもかなり号俸の開きが多いのですが、トップの十三万五千円というのもございまして、そこまでは例外といたしまして、大体十萬から十一萬というのが簡裁の大多数の者の受けられておる金額ではないか。それに対して、首席家庭裁判所調査官の一番トップクラスで申しますと、大体だけが大本九萬円から九萬五千円ぐらいの間になっております。その上に調整がつき、あ

るいは管理職手当がつくという関係がございますから、いわゆる月々の金額で見ますと、簡易裁判所の判事十萬円のクラスに比べますと、首席家庭裁判所調査官のトップの方が上だというふうに言つて差しつかえないと思います。

○稲葉誠一君 そうすると、いまの家庭裁判所調査官は、一年なり一年半やれば必ず調査官になるんですか、また、なるのは試験をやるんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、法制上は特に必要があるときというふうな制約があるわけではございませんが、実際上は、一定の年数を経ますと、裁判所の実情をしてやはり必要になる場合が多いわけではございますので、これは代行

別の試験はいたしております。そのあとで調査官研修所へ入りまして調査官になるわけですが、これも、研修所の課程なり試験がある、こういうことになるわけではございます。

○稲葉誠一君 裁判所の書記官補から家庭裁判所調査官へかわる場合もあるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(宮崎啓一君) 現在はございませぬ。

○稲葉誠一君 前はあったんですか。

○最高裁判所長官代理人(宮崎啓一君) 家庭裁判所調査官制度が発足したときからたしか四、五年ぐらいの間は例外的にそういうケースがあったと思ひますが、大體調査官の養成が軌道に乗つて以後はございませぬ。

○稲葉誠一君 それから速記官補というのはいま何人くらいいるのですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 速記官補の問題でございしますが、これは、先ほどの調査官と同じように、たとえば一定の期間速記官補をやり、代行をやり、そうして速記官になる、こういうことではございしますが、そのそれぞれの期間が調査官と比べると非常に短いわけではございます。調査官の場合、調査官補を一年半もやりまして、さらに代行を一年もやっていますから、ある時点をとつてみますと、代行もおれば、調査官補

もいるということになります。速記官のほうは、その期間が非常に短いわけではございまして、大體速記官補を二カ月ぐらゐ、それからまたそのあと代行を三、四カ月やりまして、そうして速記官になつていく状況でございまして、特定の時点をとりますと、全然そういう人がいないという時点があるわけではございまして。たとえば昨年の十二月一日現在でとつてまいりますと、この時点では代行速記官も速記官補も一人もいない、こういう關係になつていくわけではございませぬ。

○稲葉誠一君 いまは速記官補は全然いないわけですね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 現在の時点ではそうではございませぬ。

○稲葉誠一君 そうすると、速記官と速記官補が立ち公つて速記録をつくるわけですが、これはあれですか、訴訟法上の効力は違ふんですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) この問題はもう少し詳しく御説明申し上げたほうがいいかと思ひますが、速記官の場合、書記官研修所の速記部ということになりまして、そこを卒業しまして速記官補になるわけではございませぬ。調査官の場合、調査官研修所へまいります時代に調査官補という時代を経過するわけではございしますが、速記官の場合は、もう速記官の研修を卒業しまして、これは考えようによつて速記官にしてみてもいいわけではございませぬ。しかしながら、やはり速記といふのは非常に重要でございまして、そうして書記官と違ひまして、これは裁判官といへどもみだりには内容を訂正できないというふうな点もございまして、一應職務の経験をさせた上で速記官に一本立ちさせる、こういう方法をとるわけではございませぬ。そこで、まず約二カ月ぐらゐ単なる速記官補として一緒に立ち合つて、そうして一緒に調査官をつくる、速記官の責任において調査をつくるわけではございませぬ。その時代を二カ月ぐらゐ経過いたしますと、今度は代行速記官補としてい

わば一人前になるわけではございませぬが、半人前と申しますか、しかし、これも比較的簡単な事件等

を自己の責任において速記をとる。こういうことになりまして、これで約三、四カ月経過しますと、文字どおり一本立ちの速記官になる、こういう順序になるわけではございませぬので、代行の場合には自己の名前で速記録をつくるわけではございませぬ、単なる速記官補の場合は速記官と一緒になつてつくる、こういうことではございませぬ。

○稲葉誠一君 速記をつくるかつかないかというのは、これは一つの訴訟指揮権の問題というのか、何というのか、裁判官の判断によるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 最終的にはそのように考えております。しかしながら、當事者の御意見も十分尊重しておるはずではございませぬ。

○稲葉誠一君 そうすると、速記官補の問題は、これはできるだけ早い機会に官補というのをなくして速記官一本にしてもいいというところまでいつていくわけですか、あるいは、そこまでのいかなければ、それに近づけたらいいというふうなことになるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これは、率直に申し上げますと、あるいはそういう肩書きの問題かもしれないと思ひますが、速記官研修所を出てまいりました者がすぐ一人で速記官研修所を出てまいりました者がすぐ一人で法廷に入つて速記をとれということとは私どもとしてはできない。どうしても一緒に入つてもらなければならぬ。そうなりますと、一緒に入つて

いるんだから速記官でなくて速記官補ということになりますし、しかし、それにしても研修所を出てい

んだから速記官という名前をつけてあげたいとい

ひますので、その辺はこれはきつめて短い期間の経過の問題でございまして、今後とも十分検討いたしたいと思ひますが、いまのところではまだ廃止に踏み切る結論にはなつておらないわけではございませぬ。

○稲葉誠一君 前に戻るのでありますが、例の六三九の問題になるのですが、そうすると、このときに事

務官に転官させられた者を今後また特別研修のよ

うな制度をやつて、そうして、いろいろ待遇をよ

くするとか、あるいは書記官にするように便宜を

はかるうとか、こういうふうな考え方はないので

すか。

○最高裁判所長官代理人(宮崎啓一君) 先ほど御説明申し上げましたように、裁判所書記官という

のは、本日当初総務局長が申し上げましたように、

非常に高度の法律専門職の仕事をやつてゐる。事

柄は、當事者、一般国民の利害に直接結びつく職

でございまして、できるだけ厳格な方法によつ

て書記官資格を付与していくというのが基本的な

考え方ではございませぬ。そういうふうな基本的な

考え方を踏まえて、書記官研修所の養成で、大学の法

しょうか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これもたいへん私どもとしては重要な問題と考えておったわけでございますが、御承知のとおり、昨年の九月の四日でございますが、閣議決定がございまして、そうしてこれでもっていろいろ給与問題に關連して一般の職員増員というものは認めない、なお、欠員の補充も認めないというふうな、原則的にはそういうものを認めないというふうな決定がされて、それが最高裁判所のほうにも通知されてまいって協力を要請されたわけでござい

す。しかしながら、私も裁判所といたしまして、ことに裁判部門に關します限りは、これはことばは妥当ではないかもしれませんが、いわば現業官庁に比すべきものであり、また、従来から訴訟促進その他のいろいろな声がありますところからいたしまして、その欠員の補充を認めないというふうなことはとうてい承服できないところでござい

ます。したがって、そういう趣旨によって内閣にもいろいろ御建議申し上げたり、御連絡申し上げたりしておるわけでございしますが、ただ、何と申しましても、その上にさらに増員するという場合に、この資料でございまして、まだ現在のところかなり

の欠員がございまして、まずこれを充足いたしまして、そうしてその次の段階に増員ということ

を要求するのが順序ではないかというように考え

ましたのが一点でございます。

それから、なおまた、裁判官の増員その他の問題も、これは私どもとしてはもう少し大幅な増員を当初は希望しておたわけでございしますが、これもいろいろ関係で、これはそれぞれに理由は違いますが、しばらく待たまいて、そういうこと

のいろいろな関係の結果、今年は一応一般職の増員を見送るのもやむを得ないのじゃないかという結論に到達したわけでござい

ます。

○稲葉誠一君 臨時司法制度調査会では、書記官を二百七十名本年のうちに増員しなければなら

ない、四十一年には百五十六名、四十二年には百五

十六名、全部で五百八十二名の増員をするという

ような意見を立てておるようですが、この根拠は

どこにあるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、臨時司法制度調査会そのものが具体的な数字を出したわけではござい

ません。臨時司法制度調査会におきましていろいろ施策を実現してまいりま

す上に私どもとしてはこういう人員が必要である

というので当初要求した数字がお手元の数字でござい

ます。その中には、たとえば行(一)の調査官の項目にござい

ます。その中には、たとえば行(一)の調査官の項目にござい

ます。臨時司法制度調査会の意見ではござい

ますが、別でございしますが、簡易裁判所判事九十人、書記官二百七十人、いま御指摘になりました三年間

で書記官五百八十二人を要求いたしましたこの数字的な根拠は、これは簡易裁判所の事務管轄の範

囲を拡張する、その拡張の度合いは、いろいろ法務省とも打ち合わせしました結果、さしあたり民事に

ついては訴訟物の価額三十万円のところで白を

し、刑事については業務上横領その他で白を

しておるような事件を中心に比較的簡単な事件を地方から簡易に落とす、そういう方法によって地方

裁判所はいわば負担の減少で訴訟の促進をはかる、簡易裁判所は事件が増加いたしますそれに必

要な増員をして事件を処理すると、こういうこと

が当初私どもの立てました方針であつたわけでござ

います。

ついでに申し上げますれば、ただ、しかしなが

ら、その予算折衝の過程におきまして、これは御

承知のとおり日本弁護士連合会等との関係もござ

いまして、まだ十分にその事務管轄の拡張の幅を

煮詰めるというところまでまいりませんでした。

これはいわば将来の問題として残さざるを得な

い。私どもとしては、臨時司法制度調査会の意見

も少なくともこの部分については早急に実現を希

望しておるわけでございしますが、そうかと申しま

して、いたずらにまた督促することも本意ではご

ざいませんで、十分に弁護士会と御連絡申し上げ

げた上で次の機会にその点を考えていただくとい

うことで、いわば事務管轄の拡張問題はこれの際

は見送らざるを得なかった、こういう関係になる

わけでござい

ます。

○稲葉誠一君 そうすると、欠員の問題等は、これ

は定員法の問題ですから、そちらのほうで質問す

ることとして、裁判所法の一部改正の中に、「最高

裁判所庁舎新営審議を置く。」というふうな改

正になっておるわけですが、最高裁判所の新営と

いうことについては、いまはどういうふうなこと

を考へておるわけですか。ある程度プランがある

わけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 便宜、ま

ず私から申し上げさせていただきますと思

います。これは、御承知のとおり、最高裁判所の現

在の建物は、戦前の明治時代にできました大審院

の建物を戦後いわば応急的に復旧した建物でござ

います。相当な経費はかけていただいております

わけでござい

ますが、何ぶんにも基本的な構造が古いも

のでございまして、相当にいたみが激しいわけ

でございます。

そこで、私どもといたしましては、新憲法下に

における最高裁判所の地位という点にかんがみま

して、いわばこれは立法、司法、行政の三部門の中

の一つを代表するものであるという意味におきま

して、後世に残るべきな建物を建てて、そうし

て、この現在御審議いただいております国会の建物

と並んで、最高裁判所の建物であると、国法の象徴

であるというふうな国民から見ただくような

ものを建てていただきたい、こういうことでござ

いまして、まだ具体的な構想を立てておるとい

う段階ではござい

ません。ただ、敷地につきまして

は、御承知のとおり一応三宅坂の付近のところを

予想し、また、その手配をいただいております

わけでござい

ます。

○稲葉誠一君 全体として幾らぐらいでどうい

うふうにつくるといふふうな一応の案はあるので

すか、まだそこまではないのですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) いろいろ個

人的といひますか、そういう庁舎関係を担当し

ております職員としましては、ある程度の個人的

な意見というものはそれぞれ持っているかと思

います。また、具体的な裁判所の意見としてま

めあける程度の具体的な中身はきまつておりま

せん。

○稲葉誠一君 最高裁判所の新営はまあこれは

これとして、一番困っているのは東京高等裁判所

の庁舎、ことにあの中、一体法廷がどこにあ

り、それから部がどこにあるのか、普通の人が

行ったのではさっぱりわからない。民事部と刑事

部が離れておたり、その中に東京地裁が入って

おたり、判事室がどこにあるのかさっぱりわか

らないし、書記官室はまた判事室からうんと離

れたところにあたりまして、一般国民が呼び出し

を受けて行っても、どこに行ったらいいのかわ

からないし、弁護士関係でも非常に困っておるん

です。最近、裁判所の職員でさえ、どこへ行

ったのか、どこにどうい

う部屋があるのかは

さっぱりわからないというふうなことであつて、非

常に困っておるんです。ことに高等裁判所の部

屋の中に地裁の部屋があつたり、いろいろごた

たして、これは一べん行ってごらんになるとわか

るのですが、私はこの委員会が一べん行ってみ

るとわかると思うのですが、実に混雑そのもので

、困りきつておるんですが、あれがもつとたと

えば刑事一部なら一部、二部、三部がちゃんと

並んで、あるいは民事部はどこに置くとか、一

階、二階ときちんと分けて、地裁は地裁で別の

ところに入れるとか、こういう形で一般の人がも

つとわかりやすくできないんですかね。どうにも

わからないです。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) まことに御

指摘のとおりでございます。実は、現在の高等裁

判所及び地方裁判所の民事部が入っております建

物は、昔の旧制のときに置きました東京民事地方

裁判所のみで使用しておりました建物でございま

す。東京高等裁判所、昔の東京控訴院は、現在の最

高裁の建物に民刑ともに入っております。そう

いう状況でござい

ましたが、戦災で現在の最高裁

の状況でござい

庁舎が焼けた際に、東京高等裁判所も現在の民事の庁舎に入っていた経過があるわけであり、それから最高裁判所を補修いたしまして現在の庁舎の姿につくりあげましたけれども、これは最高裁判所だけで使用してそれでもまだ不足な状況に立ち至りまして、昔の民事地方裁判所の庁舎に東京高等裁判所の民刑ともに入ったというような状況がございます。その後、戦後、現在の高裁の庁舎の五階に一部増築をいたしまして、東京高裁と東京地裁、特に民事関係との間でその相互間の使用関係をおきめになって、それぞれのスペースの中でそれぞれ配置をおきめになったわけでございます。そういう意味では、いわば地裁と高裁の内部的な処理方法でございますが、御指摘の点等も考へて、高裁は高裁、地裁は地裁で、なるべくわかりやすい方法を考へるといふことも御努力になつてゐるようでございます。ただ、何しろ建物がある程度な狭隘な状況のもとにあることから、ある程度の合理化をいたしまして、しよせんはスペースの不足だといふことになりまして、そこで、つけ加へさせていただきますのは、東京高等裁判所並びに東京地方裁判所の民事関係は、いまやもう庁舎は切れそうな状況でございますので、即刻これを新営しなければならぬ現況でございます。また、現在でも、霞ヶ関一丁目一番地を離れまして東京高等裁判所をつくるのか、あるいは東京地方裁判所の民事関係だけをどこか離れた場所に持つていくといふようなことをいたしません限りは、あのかいまいにお立ち入りくだされば一ぺんにおわかりになりますように、もうほとんど増築の余地のないような現況でございます。そこで、ただいま考へておりますのは、最高裁判所の庁舎がパレス・ハイツのあとに建てられました直後に、現在の最高裁判所の庁舎を除却いたしまして、そこにまず東京高等裁判所、それから東京地方裁判所の民事の不足分、こういふものを直ちに新営するといふ予定のもとに最高裁の建設を急いでいる状況でございます。

○稲葉誠一君 もとはあの東京民事地方裁判所と

東京刑事地方裁判所と二つあったのですが、日比谷公園のかどに新しい建物ができたときに、あそこに東京地裁は全部入るとかといふような計画はどうしてつくりなかつたのですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) あのとときは、東京地方裁判所の刑事部だけであつたの庁舎はそれ以上高さの制限もございまして、面積の制限もございまして、あの程度の建物を建てるのがまず限度であつたわけでございまして。多少の増築の余地を残しておりましたが、民事関係とともに吸収するといふような高さ、面積にはつくり上げることができなかつたためでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、いま、東京地裁の民事部というのは幾つぐらいに分かれておりますか。実は、この前も、私の友人が、東京地方裁判所民事部の中の第三庁舎といふので呼び出しをもらつて行つたわけですよ。おりるところは霞ヶ関でおりろと書いてあるのだけれども、さあ霞ヶ関でおりたつて、第三庁舎などといふのはどこにあるかさっぱりわからなかつたので、一時間ぐらひさがし回つてゐるうちに、時間が過ぎちやつて、何か裁判が終わつちやつたといつて帰つてきたといふ話もあるんですが、どうにもしようがないですね、わからなくて。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 民事部だけでたゞいま三十数カ部でございます。そのうちに執行部、保全部といふようなものは、当事者、代理人等の御便宜を考へまして、特に保全部は、人数も多うございまして、一階に持つていく。九部でありますが一階にいくといふようなことで、いろいろな配置に違ひがあるという点はございまして、それから、ただいまおっしゃいましたのは、第三新館と俗に私どもの間で呼んでおります建物で、そこには執行部と、それから調停関係、それから増設になりました三十何部程度の終わりころの部ですね、最近になって増設になった部の法廷ないしは民事部がその第三新館に入つてゐるわけでありまして。そういう意味で、もうとにかくやりくり算段中でございますと申し上げるより以外に

は、いまや何もこれ以上は適切な解決方法はないといふことを繰り返す以外にはないわけでございます。

○稲葉誠一君 その第三庁舎といふのはどこにあるんですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 最高裁判所のちやうど裏に当たります。非常に高い感じのする、外部にタイルを張つておりません建物でございます。執行吏役場の隣になつております。検察庁に非常に接近したところでございます。

○稲葉誠一君 これはここで言うのもおかしいのですが、第三庁舎なら第三庁舎に呼び出しがあるのなら、何か呼び出しの図面が何か書いておいてもらふとか何とかしなれば、どうにもしようがないです。最高裁に行く間の食堂のそばにあるのは、あれは何ですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) ただいま御指摘の点は、地方裁判所にも直ちに連絡いたしましたして、そういった点に關して遺漏のないように努力いたすつもりでございます。

食堂のあります建物は、いわゆる新館と通常われわれの間に稱してございまして、内部的にはわかりまして、外部の方にはおわかりになりたくいところはあるかと思ひます。いまの呼称方法も、必ずしも裁判所全部の中で共通しておるのじやなくて、一部の人がたがさういふことを言つておるといふような状況でもございまして。裁判所に來た人にさういふ変わった建物に案内しなればならない場合に、特殊の方法を考へるといふのは、相當なことかと考へております。

○稲葉誠一君 それから、ついでだからですけれども、高裁でも地裁でもさうでしようが、法廷が日によつてずいぶん変わりますね。法廷に呼び出されて行つてみても、きようは別のところだと書いてあるんです。その別な法廷はどこかわからないのでぐるぐる回つていく。予備法廷といふのがあつて、予備法廷もわからないのでぐるぐる回つて、どうにも混乱してわからないのですけれども、もっと一般の人にわかりやすいようにやつて

ほしいと思うですね。

それから高裁の民事、刑事部の法廷の表示が入つたところにあるんですが、あそこは二つか三つの部が消えているのですが、どこに法廷があるのかわからないので、廊下に行つたら、司法書士は廊下に移動しましたと書いてあるんですけども、廊下に移転したといふのは実におかしな話で、廊下は仕事をするとおこじやないと思うのだけれども、廊下に移動しましたとちゃんと書いてあるんですね。一体どういふふうになつておるのか、もつと整理しておいてもらいたいと思つておるのです。これは、ひとつお願いしておきます。

もう一つ、高裁の会計の部屋が四階だか五階の一番すみっこにあつたんですが、あれを下におろすとかいふ話があるんですが、あの話はどうなつたんですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 東京高裁と地裁との話し合ひで進められてゐることでございます。庁舎管理の点から申しますと、例のいまの問題の御指摘の建物は、東京高等裁判所の管理下に置かれておるところでございます。したがひまして、私どもは、スペースの増加あるいは補修等に関する相談を受けました場合には、それに御協力申し上げるわけでございまして、その管理下にある建物をいかようにお使いになるかは、それぞれ高等裁判所、地方裁判所等におまかせしてゐるわけでございまして、諸般の状況は地裁、高裁の間で御検討の上でお立てになつた方針かと思ひますので、その方針に従つて処理されるものと考えております。

○稲葉誠一君 会計課の問題は、部屋は現状はどういふふうになつてゐるんですか。話がまたまた書いていたでしよう。またまたといふことは悪いけれども……

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 何か問題がある点があつたかに伺つておりますが、現在では話が片づいたかに伺つております。

○後藤義隆君 あれはもういままで話があつたかも知れませんが、最高裁判所の庁舎の新営

議会ですが、委員は何人ぐらいてやるつもりで、
どういうメンバーでやるつもりですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 委員は二十
五名の予定でございます。そのメンバーは、
国の建物として最も価値、意義のある建物を建てる
場合、国家事業としての建築と考へておりま

す。国の最高の方々、もちろん立法の国会の方々
とか、あるいは財界、あるいは言論界、学界だ
とか、すべて国の象徴的な司法の世界の象徴的な建
物をつくるという考え方でございす。具体的には、
いかような方々にいかにか何名どの部門からお
入り願うかという事は、まだきまつておりませ
ん。むしろ、今後私どもとしては、国会、行
政庁、学界その他と十分お打ち合わせした上でし
かるべき方々にしかるべき数だけお入り願うとい
うふうに考へておるわけでございす。

○後藤義隆君 ただいまの審議会のメンバーだ
とか、あるいは人数だとか、そういうようなこと
をおきめになるのは何でございすか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、
最高裁判所の規則で定められていたく予定に
なっております。

○委員長(石井桂君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(石井桂君) 速記をつけて。
それでは、一時半まで休憩をいたします。
午後零時三十七分休憩

午後一時四十六分開会
○委員長(石井桂君) それでは委員会を再開いた
します。

休憩前に引き続き、裁判所法の一部を改正する
法律案の質疑を行います。御質疑のおありの方
はどうぞ御発言願います。

○岩間正男君 私はまあもつと時間がありますと
いろいろな点から御質問申し上げればよいと思
うのですが、すでに予定も決定されて時間もあま
りないようございすから、ごく二、三の点にし
ばつて御質問したい思ふのです。

第一の問題ですが、これは書記官補から事務官
に転官された方がいふんあるわけですが、これ
で不利益を生じないのかどうなのか、この点は具
体的にどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) お尋ねの
趣旨は、昨年度実施したいわゆる特別研修
をいたしまして、その際不合格になりました、従
来のいわゆる代行書記官から事務官のほうに転官
になった者は何名おるかという趣旨と拝察するわ
けでございす。約三百五十名でございす。

○岩間正男君 次に伺ひますが、調査官補と
調査官の仕事、これはどういふふうに進みますか。
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この点、

午前中も若干御説明申し上げましたが、調査官に
つきましては、裁判所法の六十一條の二という規
定がございまして、これで一定の審判、調停等に
必要な調査その他をつかさどる、これが調査官で
ございす。調査官補とは、裁判所法六十一條の
三で、調査官の事務の補助ということになってお
るわけでございす。ただ、この調査官補の中で
若干の者は、裁判所法の附則に基づきまして、い
わゆる代行調査官として調査官の職務を代行でき
るというようになっておりますが、ただ、その代
行調査官は、調査官の職務の全部ではございませ
んで、一定の重要な事件の調査は代行ではやるこ
とができない、比較的軽易な事件の調査のみを代
行することができ、こういう法制になっておる
わけでございす。

○岩間正男君 法制上のたてまえはそういうこと
だと思ひますが、これは地方なんかに行つ
てよく聞く話ですけれども、実際は同じような仕
事をやっているというのが実施じゃないですか。
いまの法制上のたてまえは一応説明されましたけ
れども、問題は実施なんですね。実施は非常に人
が不足だ。資格はないんだけれども、実際の仕事
はやっていて、そういうことを私たちがしばしば
耳にするんですけれども、その点についての御調
査はできておりますか。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この点は、
別の裁判所定員法の資料として前にお届けいたし
ました数字でもごらんいただけたと思ひますが、
家庭裁判所の調査官は、定員が千三百三十二名で、
これは若干の欠員はございす。ほぼ充員して
おるわけでございす。それに対してまして調査
官補のほうは、定員が二百二十二名でございす
が、これもほとんど全員充員しております。そ
うな中で代行になっております者が約百名というこ
とになっておるわけでございす。結局、調査官
と代行調査官を比較いたしますと、代行調査官
補は一割程度にしかすぎないわけでございす。
それで、私どもといたしましては、先般御説明
申し上げましたように、これは法制上は、たとえ

ば少年の關係でございす。代行調査官補は死
刑または無期の事件を取り扱ふことができないと
いうことになっておりますけれども、むしろそれ
よりももっと広くと申しますか、そんな死刑、無
期でなくとも、比較的重要な事件はこれは調査官
みずからが担当して、そして非常に簡単な事件の
みをやつていただく。これは、計数的にも、調査
官が千名もおりますので、代行調査官補がわずかに
百名程度でございすので、実際にもそういうこと
とになっておるといふふうに御信じていただけた
と存じますが、そういうふうな指導してござい
すし、また、そのようになつておると考へておるわ
けでございす。

○岩間正男君 代行調査官は一〇%、それから全
体の調査官補を含めても全体の数から二〇%ぐら
いでございす。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そのとお
りでございす。

○岩間正男君 そうすると、これだけ少ないのを、
今度は書記官補を書記官に引き上げるというこれ
はちょっと極端ですね。それは書記官の場合だけ
なぜこういうことをやつたのか、一緒にやつてし
ましたらよかったんじゃないですか。これは同じ
ことは次の速記官補の場合にも言えると思ひん
ですがね。二〇%ぐらゐの中でそういうところだけ
残して、そして何かこの法改正の中で非常に全部
が完了しないという感じがするんですよ。一緒に
やるべきじゃなかったかと思ひんす。この点は
いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この点、
午前中にもちょっと申し上げたところでござい
ますが、確かに非常にごもつともなことで、私ども
としてもこの点については重々検討いたしておる
わけでございす。ただ、何と申しまして、書
記官のほうは、専門的な職業といつても、これは
法律的に専門、法律を専門とする職業でございま
す。そうして、裁判所の職員としては、全体とし
て法律的な教養を持った人が多いわけでございま
す。したがひまして、これの給源というものは、

単に書記官補に限らず、事務官を広くみんな書記官の給源として考えることができるわけでございます。

これに對しまして、家庭裁判所調査官のほうは、これは心理学とか社会学とか、そういう方面の専門家でございますので、これの給源というものは一般の事務官の中には絶無ということではできないにいたしても、あまり多くないわけでございます。むしろこれは調査官補という名称をつけるかどうかは別といたしまして、つまり、そういう心理学とか社会学とかそういうようなものの専門的な人を若いときから養成していく、こういうことになりましたので、その一つのルートがどうしても必要になる。これが調査官補を容易に廃止できない一つの理由でございます。

しかしながら、確かにたとえば代行制というようなものがいわば過渡的なものだというふうにおっしゃられてもやむを得ないところでございまして、そういう点を総合いたしまして、今後とも十分検討したいと思ひますが、ただ、書記官と一律に考えることができないのは、片方は法律的な教養を中心とする専門職であるのに対して、片方は社会学、心理学というような、裁判所ではやや特殊の、非常にまあ何と申しますか、ほかの職員とははだ合の違つた専門を主にされる方である、こういうようなところがさしあたり違ふといふことになるわけでございます。

○岩間正男君　そういうことで、特別研修をやつておいてこの調査官補をなくすと、そういうこともこれは行なわれていいわけなんじゃないですか、そういう点からいふと。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　御承知のとおり、特別の研修として調査官研修所をやつておるわけでございますが、何と申しまして、その研修所の机の上の研究だけではやはり不十分で、これを实地にいろいろ見習いをしたり何かする過程を要するのじゃないか。そういうことで、たとえば調査官から命令を受けて、この事項を調査しろというふう具体的に指示を受けて調査いた

しましたり、あるいはもう少しまかせまして、この事件は簡単だからおまえがやってみろ、こういうことで調査の実習と申しますか実際にその仕事をいたしましたり、そういう形でだんだん育つてまいって、そして調査官になっていくと、こういう経過をたどつておるわけでございます。そこが少し調査官の特殊性ということになると考えておるわけでございます。

○岩間正男君　調査官補を調査官に引き上げれば、待遇の面ではどういふふうに変わりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　一応私から申し上げますが、調査官補と調査官では、これはいろいろな点で調査官のほうが待遇がいいことは当然でございます。たとえば調査官には一六〇の調整がついておりますが、普通の調査官補には調整はございませんし、代行になりましたら四〇の調整でございます。したがって、そういう調査官として両者を比較いたしますれば、むしろ調査官のほうが待遇はいいわけでございます。ただ、特定の人間をとつて考えますれば、これはみんな若いときには調査官補で比較的低い給与でございますが、これはまたそれほどの能力がない時代を経過いたしました、これがだんだん経験を積み、あるいは知識を増してまいりますれば、自然に昇給もしてまいり、まただんだんに調査官に昇級していくと、こういうことでございまして、定員的に調査官補を調査官に組みかえますれば、これは定員上は待遇改善になりますけれども、そうかといつて、いまの調査官補が直ちに調査官になれるというわけのものでもないでございまして、現在のところは調査官補の人が一定の年数をたてば調査官に昇級していつておるわけでございますので、特定の人間をとつては別に待遇上はそう支障は生じておらない、こういう関係になるわけでございます。

○岩間正男君　どうも私たちしろうとでよくわからないんですが、裁判所内のこういう何といひますか、区別、官制、そこに階級の区別というのがあんまりあり過ぎる。煩瑣過ぎる。これは人民の

立場から見るとよくわからないんですよ。内部だけの事情で、そこにまたいろいろな問題も出てくる。こういうの、やはり身分としてはできるだけもう引き上げて単純化する必要がある。人民の前でもはつきりこれがわかるような体制にしておかぬとまずいんじゃないか。したがって、私は、これは希望ですけれども、こういうような制度をできるだけで整理をして、同時に、もうこの官補などというやつで何か差別待遇をされるような、そしてそのことがまた職務の上にも影響しますから、これじゃまずいと思うので、もうそういうことをやるべきじゃないか。これはもう一ついろいろ分かれておるわけでしょう。書記官、それから調査官、それから速記官というふうに分かれてまいりますが、それがまたま切れに分かれておるんだね。これじゃあんまり煩瑣に過ぎるんじゃないか。そのことが非常に裁判所内の空気というものを明朗にしていけない一つの原因になつておると、私はそういうことを感じるんですが、これは法務大臣、どうですか、勇断されてもいいんじゃないですかね、この問題は。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　まことに恐縮でございますが、裁判所としてのあれを先に説明させていただいて、その上で法務大臣からお話いただければありがたいかと思つておるわけでございますが、いま岩間先生のおっしゃいました点、これは非常にもつともな点を多々含んでおるわけでございます。実は戦前は確かに裁判所書記といふものが何もかもやつておつたわけでございます。私どもの職員管理という面からいいますと、ある意味ではそのほうがむしろ私どもの立場としても非常にやりやすい面を持つておることは事実でございます。ただ、なぜこういうふうに分かれてまいりましたかといふのは、むしろ私どもの感じでは、やはりどちらかというと、これは国民のためめと云つてはちよつとおこがましいかもしれませぬけれども、つまり、裁判所の職員というものは、決してそれぞれの人が有無相通するようなことではないのだ。つまり、書記官というものは

やっぱり書記官として特定の権限があるのだ。調査官といふのは調査官として特定の権限がある。それには、資格を与え、あるいは待遇をして、そういう人によつてもらうことによつて国民の権利が保護されていくのだ。それをいかにげんの資格の者にたとえ調査官といふことも書記官といふこともやらしては十分なんだ。裁判官はもとよりでございますが、裁判所のその他の職員もこれは国民の人権に非常に関係があるから、非常に資格をかましく言い、特定のポストに特定の人をつける、こういう構想が非常に官職を分裂した考え方、この基本で、これは決して裁判所の都合というよりは、むしろそういう法律上の国民の権利の保護といふことであつたと思つておるわけでございます。

ただ、しかしながら、そしてやつてまいりました結果が、やはりいろいろそこめんどうな問題も起つてまいりまして、いまでは、ある程度そういうものの官職を単純化するといふことが好ましいのじゃないかといふことが、たとえば書記官補も一つのあらわれでございまして、さらに進んでそれと調査官も書記官も全部一本の事務官という形にいいのかわかりませんが、やはりこれ相應の教養の違ひとかあるいは職務内容の違ひがございまして、そこまで一本化できるかどうか、これは裁判所としてはまだ直ちに踏み切れないといふことで十分検討しておる段階でございます。まして、私どもの事務的な立場からの説明を申し上げるならば、そういうことになるわけでございます。

○国務大臣(高橋等君)　ただいま裁判所側からの答弁がありましたが、私は、岩間さんの御指摘の点は、原則としてごもっともな点があると考えます。できるだけそういうものは簡明でわかりやすくしたほうがいいんだと思ひます。ただ、補助者の関係とかいろいろないままの経過というふうなこともありますから、裁判所としては一度にそれをやり切つてしまふということもどうかと思ひますので、十分その趣旨の方向で進んでいくべきだと考えますので、裁判所のほうにも御検討願いま

すが、われわれのところでもそうした方向で検討いたしたい。ただ、補助者その他の点が必要な点もありますので、そういうこともあわせて考えながらやっていく、こういうことではないかと思ひます。

○岩間正男君 現状をあくまで先に立てて考えていけば、これは改革というものはないわけですね。この問題は待遇の問題と関係してくるのではない。裁判所の予算の問題、予算が豊かで、そうして十分に生活保障ということができる、そうすれば、その必要な人をもっと多く人材を求めることができるわけでしょう。ところが、予算の面で切り詰めてある。そうしてやっぱり書記官補とかそういうものをつくって、そうして見習いのような人たちが充足していかなければならないという、そういう問題があるんです。この問題を抜きの説明をされたのでは、やっぱり根本的の解決がないわけですから、人民の立場からすると、たいしたことないですよ。たとえば書記官補を上げた、調査官補をほんとうの調査官とすれば、どれだけ違いますか。年間の予算が、これは計算したことあります。二百何人全部調査官にしてしまふ、するとどのくらい違うんです。これ計算してみたいことがあります。私はそういうことが政治の面では重要だと思ひてゐるんです。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) その点につきましましては、計算したことはございせんが、大まかに申しますと……

○岩間正男君 大体でいいです。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 四割調整もらっている人が一六割に引き上げられる。そうすると、その差が一・二割でございますから、大体二万五千円としますと、約三千円でございますか……

○岩間正男君 三万六千円、その二百倍だと、何ばになりますか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 約七百万

かと思ひます。

○岩間正男君 たいしたものじゃないでしょう、これは。法務大臣、どうですか。こういうところが私は一番問題だと思ひてゐるんですよ。この問題を抜いて、そうして何か現状の既定事実だけを考へていくというその上に立つから、どうもいまのような説明になつてくるんですよ。これは本来転倒だといふふうに考へるんですよ。だから、七百万の予算でそこを充てんしていけば、非常にはやり内部は明朗になつていくわけですよ。うして、そういうちゃんと資格のある人も、それからまた、資格のない人も、その場に置けばやるものですよ、人間は。やるものですよ、その立場につければ、そこが政治だといふふうに考へるの、われわれはこの裁判所法の審議の中にもこういうところにはやはり政治の手が及んでいくというそういう形でこの問題を解決するという基本方向をとらなければならぬ。この点からいいますと、われわれとしては、こういう問題は、これは法務大臣の管掌だと思ひますけれども、予算面ではこの次あたりはこのところを解決されて、そうしてこういう点は単純化して、とにかくちゃんと書記官と調査官と速記官とあるんですから、それだけの区別でもいいわけでしょう。それから年齢とかそういうあれでは俸給のながつくのですから、その差別がある上にまたこういうものが屋上屋を架している、こういう点については御検討願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高橋等君) 先ほどお答えしたとおり、検討を進めたいと思ひます。

○岩間正男君 速記官補の問題についても私は同じことが言えると思ひます。現在の速記官補は、それぞれ何年ぐらゐの経験を持っておるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 速記官補は、書記官研修所の速記官の養成部を卒業いたしますと速記官補になるわけであつて、そして、そして約二カ月速記官補として実務をやるわけであ

ございます。その上でいわゆる代行速記官というものになりまして、これを三、四カ月やりまして速記官になるわけであつて、したがいまして、速記官補全部を通じて約半年ということになるわけであつて、

○岩間正男君 速記官のつくった速記録と、それから速記官補のつくった速記録は、どう違うのですか。訴訟上何か取り扱ひを区別しているのですか、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、普通の速記官補は独立して速記録をつくらないたてまえでございまして、速記官と一緒に法廷に入つてやるわけであつて、代行になりますと一応一本立ちするわけであつて、これは実際の運用といたしましては、比較的簡単な事件と申しますか、比較的簡単な事件、簡単な証人の速記をやらせる、そしてある程度腕を上げてから速記官としてすべての事件に立ち会ふ、こういう扱いになつております。

○岩間正男君 これは最高裁から不意に抜き打ち調査をやつてみたかどうか。必ずしもそうなつていないのじゃないですか。つくった速記録は、目を通したり責任は速記官のほうにあるかもしれせんけれども、実際はそこそこ速記官補のつくったものでもそのまま通つてゐるというものが実情だと思ひます。私はそういうことをいろいろ聞いてゐるんですが、そういう実情から見ますと、いまのような御説明は、一応たてまえは話されているけれども、実際は現状はやつてないんですよ。だから、同一の仕事をしてゐるんだ。ところが、待遇の面で違つてくる。これはやっぱりまずい。それは官補の実際の仕事はむしろ多くする場合だつてあるんですよ。その人が待遇上はぐあいが悪い。これではやっぱり職場における明朗さというものは実現できない。この点についてどうもこまかい配慮をする。かりに、これはどうですか、この人数と、それから、これを同じ待遇にやつていいたら、これはどういふふうになるのですか。速記官補とそれから速記官の待遇

上の区別はどうなつてゐますか。これを年間の予算に直せば、待遇改善をやつて全部引き上げた、どのくらい違うか、これをお伺ひします。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 現在、速記官補は、いま総務局長から申し上げましたように、研修所を出まして速記官補になりますと七等級の一号になるわけであつて、約六カ月で速記官になるわけであつて、速記官になりますと六等級一号になるという形になりまして、一般の職員に比べて非常に昇進速度が速いという関係になつておるわけであつて、

○岩間正男君 そうすると、区別はありますか、待遇上の。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 給与上は、現在の俸給体系で申し上げますと、書記官研修所速記養成部を卒業しますと、七等級一号、というのは一十八千八百円でございまして、それが半年たちまして速記官になりますと、六等級一号という形で、二万一千二百円という関係に相なるわけであつて、

○岩間正男君 そうすると、人数はどうなるのですか。

○最高裁判所長官代理者(宮崎啓一君) 差額が三千百円で、そして期間が六カ月でございまして、六カ月で大体三、四十名程度と思ひますから、金額的にはたいした金にはならないと思ひます。

○岩間正男君 こういう点を考へまして、能力を持って入り、そしてそこにある程度の見習い期間を置くということですが、どうもあまりこま切れですね。こういう点についても同じようにこれは考へていいのではありませんか。身分保障というものと同時に、これは官内だけの問題でなく、実は人民に対する奉仕の面からいつてもよい効果を与える。そこにやはり置くべきで、それから考へれば実に微々たる金です。むしろ、そこではないう御説明ですけれども、そのところはちゃんと考へ方を改めれば、踏み切ることができるといふふうで、私は、特に早急

市川支部設置に関する請願

請願者 千葉県市川市議会議長 田中秀穂

外九名

紹介議員 木島義夫君

千葉県市川市に地裁支部・家裁支部及び地検支部（乙号）を設置せられ、その庁舎は現在の簡裁庁舎を拡張利用せられたいとの請願。

理由

市川簡易裁判所、区検察庁は、市川市、船橋市、浦安町の二市一町を管轄区域とし、県下最大の独立簡易裁判所並びに区検察庁としてその管轄に属する多数の事件を処理し、同地域の住民の要望に答たえる態勢が確保されているが、簡易裁判所及び区検察庁の管轄に属しない事件については同地域に地、家裁支部、地検支部が設置されていないため、千葉市にある本庁まで出向かねばならず、その結果、同地域の住民は、時間と費用その他の点において非常なる不利不便を痛感してきた。近時、同地域の人口は激増の一途をたどり、ほぼ四十万を算するに至り、同地域の民刑事事件もこれに伴って激増し、同地域に地、家裁支部、地検支部（乙号）の設置を要望する声は日とともに高まりつつある実情である。現在の市川簡裁の庁舎は、支部設置の場所として極めて適当であるばかりでなくその敷地は六百八十三坪二五五勾、その建坪は延百四十九坪で、建設当時将来の支部設置を予想し、屋上に三階を増設することのできるよう設計されており、なお不足の場合は裏の方に新築する余地を残している。又は、検察庁の庁舎も、新たに敷地を必要とせず庁舎拡張のための費用を必要とするにすぎない。（資料添付）

第一二三六号 昭和四十年三月十日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願（三通）

請願者 東京都東村山市富士見町一ノ二、

四三〇 美山要蔵外六十一名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

昭和四十年三月三十日印刷

昭和四十年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局